

掛川市戸別浄化槽条例施行規程をここに制定する。

令和2年4月1日

掛川市長 松井三郎

掛川市戸別浄化槽条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市戸別浄化槽条例（平成17年掛川市条例第101号。以下「条例」という。）第39条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の規格)

第2条 条例第2条第1項第1号の規程で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 放流水の生物化学的酸素要求量及び総窒素量が1リットルにつき10ミリグラム以下の性能を有するもの
- (2) 前号に規定する性能を有する浄化槽の設置が不可能な場合においては、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム以下の性能を有するもの

(設置申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、戸別浄化槽設置申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第4条第2項の規定による通知は、戸別浄化槽設置決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(工事計画の作成等)

第4条 条例第5条第1項の工事計画は、戸別浄化槽設置（変更）工事計画書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第5条第2項の規定による請求は、戸別浄化槽設置（変更）工事計画変更申出書（様式第4号）によるものとする。

3 条例第5条第3項の規定による承認は、戸別浄化槽設置（変更）工事計画承認書（様式第5号）によるものとする。

（設置完了の通知）

第5条 条例第7条の規定による通知は、戸別浄化槽設置完了通知書（様式第6号）によるものとする。

（標準的な工事）

第6条 条例第8条の規程で定める標準的な工事は、次に掲げる工事とする。

(1) 戸別浄化槽本体の設置工事

(2) 電気設備工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認める工事

（分担金の徴収）

第7条 条例第9条第2項の規定による通知は、戸別浄化槽分担金決定通知書（様式第7号）によるものとする。

2 分担金の徴収は、管理者が別に定める納入通知書によるものとする。

3 分担金の納付期限は、前項に規定する納入通知書を発した日の属する月の末日とする。

（分担金の減免）

第8条 条例第10条の規定により分担金を減免する場合における減免率は、別表第1の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減免率とする。

2 分担金の減免を受けようとする者は、戸別浄化槽分担金減免（徴収猶予）申請書（様式第8号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、第1項の規定により審査し、その結果について、戸別浄化槽分担金減免（徴収猶予）決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（分担金の徴収猶予）

第9条 条例第10条の規定により分担金の徴収を猶予する場合における猶予期間は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

2 分担金の徴収猶予を受けようとする者は、戸別浄化槽分担金減免（徴収猶予）申請書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、第1項の規定により審査し、その結果につ

いて、戸別浄化槽分担金減免（徴収猶予）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（分担金の徴収猶予の取消し）

第10条 管理者は、分担金の徴収の猶予を受けた者の財産状況の変化その他の事由により、徴収の猶予を継続することが適当でないと認めるときは、その徴収の猶予を取り消し、当該猶予に係る分担金を一時に徴収することができる。

2 管理者は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、戸別浄化槽分担金徴収猶予取消決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（受益者の変更）

第11条 条例第11条の規定による届出は、戸別浄化槽受益者変更届出書（様式第11号）によるものとする。

（排水設備の技術上の基準）

第12条 条例第16条の規程で定める基準は、次に定めるものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 汚水を排除すべき排水設備は、戸別浄化槽に固着させること。

(2) 雨水を排除すべき排水設備は、側溝その他雨水を排除する施設に接続させること。

(3) 排水設備を戸別浄化槽に固着させるときは、戸別浄化槽の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法によること。

(4) 排水管は、地下埋設とすること。

(5) 排水管の勾配は、100分の1以上とすること。

(6) 宅内ますの設置基準は、次に掲げるものとする。

ア 設置個所は、排水管の起点、合流点、屈曲点、内径若しくは管種を異にする排水管の接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設けること。

イ 排水管の直線部においては、管径の120倍を超えない範囲内に設けること。

ウ 大きさは、内径又は内のり幅が10センチメートル以上とし、排水管の大きさ及び埋設の深さに応じて清掃又は点検に支障のないものとする。

エ 材質は、プラスチック製又は管理者が指定するものとする。

オ 構造は、底部にインバート（半円状の導水路をいう。）を設け、汚水が円滑に流れるようにすること。

カ ふたは、防臭の必要上密閉ふたとすること。

(7) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、清掃等に支障のない構造の防臭装置

を設けること。

(8) 台所、浴室、洗濯場等の汚水の流通を妨げる物を排出するおそれのある排出口には、有効間隔 8 ミリメートル以下の耐しょく性ごみよけ装置を設けること。

(9) 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(10) 土砂及びこれに準ずるものを多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けること。

(排水設備の申請)

第13条 条例第17条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により管理者の確認を受けようとする者は、排水設備の計画（変更）申請（確認）書（様式第12号）に、その写し1部及び次に掲げる図書を添付して、管理者に申請しなければならない。ただし、図書の内容が重複する場合は、その一部を省略し、又は簡潔に記載することができる。

(1) 申請箇所、公道又は私道の別及び目印となる付近の建物を記入した位置図

(2) 縮尺が100分の1以上（管理者が認める場合は、敷地の規模等に応じた縮尺）で、次に掲げる事項を記載した平面図

ア 敷地の境界

イ 道路、建物、水道量水器、雨水管、井戸及び戸別浄化槽の位置

ウ 台所、浴場、洗濯場、便所、その他汚水を排出する施設の位置

エ 管渠、ます等の位置

オ その他汚水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(3) 平面図及び縦断面図に対応し、縮尺は平面図に準じて作成した配管立図

(4) 横の縮尺は平面図に準じ、かつ、縦の縮尺は100分の1を標準として作成した縦断面図で、次に掲げる条件を満たすもの

ア 地盤高、管底高、管渠の大きさ、勾配及び延長並びに固着させる戸別浄化槽の高さの表示があること。

イ 原則として、流水の方向が向かって左から右へ流下するように作成されていること。

ウ 平面図と照合しやすいこと。

(5) 附帯設備等がある場合は、その構造を明らかにする構造物詳細図

(6) ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、管理者が別に定める図書

(7) 前各号に掲げるもののほか、計画の確認に必要な図面

2 管理者は、条例第17条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の確認をしたときは、排水設備の計画（変更）申請（確認）書を交付するものとする。

(工事完了の届出等)

第14条 条例第18条第1項の規定による届出は、排水設備工事完了届出書(様式第13号)によるものとする。

2 条例第18条第2項の検査済証は、排水設備等検査済証(様式第14号)によるものとする。

3 検査済証は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。

(使用開始等の届出)

第15条 条例第24条第1項の規定による届出は、戸別浄化槽使用開始(休止・廃止・再開)届出書(様式第15号)によるものとする。

(使用者の変更の届出)

第16条 条例第24条第3項の規定による届出は、戸別浄化槽使用者変更届出書(様式第16号)によるものとする。

2 前項に規定する届出は、変更の事由が生じた日から7日以内に行なければならない。

(使用料の減免)

第17条 条例第30条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、戸別浄化槽使用料減免申請書(様式第17号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、その結果について、戸別浄化槽使用料減免承認(不承認)決定通知書(様式第18号)により申請者に通知するものとする。

(納付代理人の届出)

第18条 条例第12条及び条例第31条において準用する条例第12条の規定により納付代理人を定めた場合(納付代理人を変更し、又は廃止した場合を含む。)は、戸別浄化槽分担金(使用料)納付代理人決定(変更・廃止)届出書(様式第19号)を管理者に提出しなければならない。

(分担金及び使用料の督促)

第19条 管理者は、納期限までに受益者が分担金を完納せず、又は使用者が使用料を完納しないときは、納期限後(条例第10条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予の期限後)20日以内に督促状を発するものとする。

(過誤納金の還付及び充当)

第20条 管理者は、過誤納に係る分担金、使用料、延滞金及び督促手数料(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なく還付しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により還付すべき場合において、当該還付を受けるべき者につき納付す

べきこととなった分担金、使用料又は延滞金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金を当該分担金、使用料又は延滞金に充当しなければならない。

3 管理者は、前2項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、戸別浄化槽分担金（使用料）過誤納金還付（充当）決定通知書（様式第20号）により通知するものとする。

（還付加算金）

第21条 管理者は、前条の規定により過誤納金を還付し、又は充当する場合は、その納付の日の翌日から還付のため支出を決定した日又は充当をした日までの期間の日数に応じ、当該過誤納金の額に年7.25パーセントの割合を乗じて得た額（以下「還付加算金」という。）を当該還付又は充当をすべき金額に加算するものとする。

2 前項に定めるもののほか、還付加算金に関し必要な事項は、掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の規定の例による。

（住所変更の届出）

第22条 受益者、使用者及び納付代理人は、住所又は所在地を変更したときは、直ちに戸別浄化槽受益者等住所変更届出書（様式第21号）を管理者に提出しなければならない。

（汚水の排除制限）

第23条 保管義務者は、次に掲げる汚水を戸別浄化槽に排除し、又は排除するような施設を設けてはならない。

- (1) プール及び池のオーバーフロー水及び底抜き排水
- (2) 地下構造物からの湧水
- (3) 増圧ポンプ及び受水タンクのオーバーフロー水及び洗浄水
- (4) 間接冷却水の排水
- (5) 耕作等に使用する農業用水
- (6) 雨水
- (7) 前各号に掲げるもののほか、戸別浄化槽に支障を与えると認められる汚水

（汚水の排除制限の特例）

第24条 前条の規定にかかわらず、保管義務者は、管理者が特別の理由があると認めるときは、戸別浄化槽の機能を阻害するおそれがないと認められる範囲内において、同条に規定する汚水を排除することができる。

（改善要請）

第25条 管理者は、戸別浄化槽が適正に保管されていないと認めるときは、保管義務者に対し、期

限を定めて、使用方法の変更その他必要な措置を求めるものとする。

(個人設置浄化槽の寄附)

第26条 条例第37条第1項の規定による申出は、個人設置浄化槽寄附申出書(様式第22号)によるものとする。

2 前項に規定する申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 設置場所付近の案内図

(2) 次に掲げる事項を表示した縮尺200分の1(敷地部分にあつては、縮尺1,200分の1)以上の平面図

ア 道路、水路、浄化槽及び放流施設の位置

イ 設置場所にある建物の位置及び炊事場、浴場、水洗便所その他汚水を浄化槽に排除する施設の位置

ウ 排水管渠の位置、形状及び寸法

エ 接続ます、マンホール及びポンプ施設の位置

オ その他汚水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(3) 浄化槽に関する資料

ア 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第7条又は第11条に基づく水質に関する検査の結果

イ 法第10条に基づく保守点検及び清掃の記録

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

3 条例第37条第2項の規定による決定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 建物の用途が住宅、事業所等であること。

(2) 汚水を各戸ごとに処理する浄化槽であること。

(3) 所有権等の権利関係が明確であること。

(4) 50人槽以下の浄化槽であること。

(5) 浄化槽の性能が法第4条第1項の規定による構造基準に適合すること。

(6) 排水設備の構造が関係法令及びこの規程に定める排水設備の構造等の基準に適合していること(管理者が特別な理由があると認めるときを除く。)

(7) 受入れ後において浄化槽の維持管理について支障がないこと。

4 条例第37条第2項の規定による通知は、個人設置浄化槽採納通知書(様式第23号)によるものとする。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に掛川市戸別浄化槽条例施行規則（平成17年掛川市規則第67号）の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第8条関係）

免除又は減額の対象となる建築物		減免率（％）
国又は地方公共団体が公用に供している建築物	国公立学校	75
	一般庁舎	50
	国公立社会福祉施設	75
	有料の公務員宿舎	25
	国公立の社会教育施設及び体育施設	50
国又は地方公共団体がその企業の用に供している建築物	上水道事業等の用に供している建築物	25
生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者に係る建築物		100
その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる建築物	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の児童厚生施設	100
	社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業で同法第22条の社会福祉法人が経営する社会福祉施設	75
	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の宗教団体が所有又は使用する境内建物（同法第3条に規定するものに限る。）	75
	消防施設	100
	自治会等施設	75
	その他管理者が特に減免する必要があると認められた建築物	管理者が認める率

別表第2（第9条関係）

区 分	猶 予 期 間
受益者に災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納入することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。	1年以内
受益者又は受益者と生計を同一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	1年以内
その他管理者が特に徴収猶予をする必要があると認めたとき。	管理者が認定する期間

戸別浄化槽設置申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
 電話番号

戸別浄化槽の設置を希望するので、掛川市戸別浄化槽条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置場所	
使用人数	
建物の用途	<input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ ） <input type="checkbox"/> 事業所等（ ）
建築物延床面積	m ² （居住部分 m ² ・その他 m ² ）
工事区分	<input type="checkbox"/> トイレ改造のみ <input type="checkbox"/> 新築・改築に伴うもの <input type="checkbox"/> 増築に伴うもの <input type="checkbox"/> その他（ ）
既設処理方法	<input type="checkbox"/> 汲み取り <input type="checkbox"/> 単独浄化槽 <input type="checkbox"/> その他
放流先	<input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 農業用排水路 <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事希望年月	年 月
土地所有者	住所
	氏名

（注）

- 1 土地使用承諾書（土地を借用している場合）を添付してください。
- 2 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

戸別浄化槽設置決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった戸別浄化槽の設置について審査した結果、次のとおり決定したので、掛川市戸別浄化槽条例第4条第2項の規定により通知します。

決定区分	1 設置を決定する			2 設置しない		
決定番号	第 号	決定年月日	年 月 日			
設置場所						
建物用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ ） <input type="checkbox"/> 事業所等（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
理由及び指示事項						
条 件	1 戸別浄化槽の設置に係る用地について市と使用貸借契約を締結すること。 2 戸別浄化槽を上記建物用途以外の目的で使用しないこと。					

戸別浄化槽設置（変更）工事計画書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった戸別浄化槽の設置（変更）について、次のとおり工事計画を作成したので、掛川市戸別浄化槽条例第5条第1項の規定により承認を求めます。

なお、この計画に異議のないときは、戸別浄化槽設置（変更）工事計画承認書を提出してください。

決 定 番 号	第 号	決定年月日	年 月 日
承認書提出期限	年 月 日		
設 置 箇 所			
戸別浄化槽の規模	人槽		
工 事 の 内 容	上記規模の浄化槽設置（詳細は、別紙のとおり）		
工事の着工予定日	年 月 日		
工事の完成予定日	年 月 日		
そ の 他			

戸別浄化槽設置（変更）工事計画変更申出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
申出者
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
電話番号

年 月 日付けで通知のあった戸別浄化槽設置工事計画に異議があるので、掛川市戸別浄化槽条例第5条第2項の規定により、次のとおり計画の変更を申し出ます。

変更を求める事項	
変更を求める理由	

（注）必要に応じ、図面等を添付し、変更箇所を朱書きで明示してください。

戸別浄化槽設置（変更）工事計画承認書

年 月 日

（あて先）掛川市長

提出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
電話番号

年 月 日付けで通知のあった戸別浄化槽設置工事計画について、掛川市戸別浄化槽条例第5条第3項の規定により、次のとおり承認します。

決定番号	第 号	決定年月日	年 月 日
承認書提出期限	年 月 日		
設置箇所			
戸別浄化槽の規模	人槽		
工事の内容	上記規模の浄化槽設置（詳細は、別紙のとおり）		
工事の着工予定日	年 月 日		
工事の完成予定日	年 月 日		
その他			

戸別浄化槽設置完了通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで承認のあった戸別浄化槽設置工事が完了したので、掛川市戸別浄化槽条例第7条の規定により通知します。

設 置 場 所	
メーカー及び機種	
処 理 の 方 式	
人 槽 区 分	人槽
設 置 番 号	第 号
工 事 完 了 の 日	年 月 日

戸別浄化槽分担金決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

戸別浄化槽の設置に係る分担金の額を決定したので、掛川市戸別浄化槽条例第9条第2項の規定により通知します。

設置番号	第 号
人槽区分	人槽
分担金決定額	円
納期限	年 月 日

戸別浄化槽分担金減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
電話番号

次のとおり分担金の減免（徴収猶予）を受けたいので、掛川市戸別浄化槽条例施行規程第8条第2項（第9条第2項）の規定により申請します。

設 置 場 所	
設 置 番 号	第 号
分 担 金 額	円
減免（徴収猶予）申請額	円
徴収猶予を受けたい期間	年 月 日から 年 月 日まで
減免（徴収猶予）を申請する理由	

戸別浄化槽分担金減免（徴収猶予）決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請があった分担金の減免（徴収猶予）について、次のとおり決定したので、掛川市戸別浄化槽条例施行規程第8条第3項（第9条第3項）の規定により通知します。

設置番号	第 号	決定区分	承認・不承認
分担金額	円		
減免率	%		
減免額	円		
差引納付額	円		
徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで		
決定理由			

（注）この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に掛川市長に対して審査請求することができます。

戸別浄化槽分担金徴収猶予取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり分担金の徴収猶予の取消しを決定したので、掛川市戸別浄化槽条例施行規程第10条第2項の規定により通知します。

設 置 番 号	第 号
設 置 場 所	
徴収猶予金額	円
取消しの理由	

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に掛川市長に対して審査請求することができます。

戸別浄化槽受益者変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 届出者
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
 電話番号

受益者に変更があったので、掛川市戸別浄化槽条例第11条の規定により次のとおり届け出ます。

設置場所			
設置番号	第 号		
設置年月日	年 月 日		
旧受益者	住所		
	氏名		
変更年月日	年 月 日		
変更理由			
受理番号	第 号	受理年月日	年 月 日

（注）太枠の欄は、記入しないでください。

（表面）

排水設備の計画（変更）申請（確認）書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
電話番号

掛川市戸別浄化槽条例第17条第1項（第2項）の規定により確認（変更事項の確認）を受けた
いので、掛川市戸別浄化槽条例施行規程第13条第1項の規定により、裏面のとおり申請します。

上記のとおり確認したので、通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

(裏面)

		告示日	年	月	日
申請者氏名					
申請者住所					
設置場所				行政区	
区分	<input type="checkbox"/> 戸別浄化槽	戸別浄化槽番号			
排水戸数	戸(店舗)		建物階数	階建	
排水人数	人		居住者数	人	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改設 (確認番号 第 号)				
建物区分	<input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築		既設管使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 専用住宅・併用住宅 <input type="checkbox"/> 事業所(業種) <input type="checkbox"/> ビル		<input type="checkbox"/> 借家・アパート・マンション(棟) <input type="checkbox"/> その他()		
事業所等区分	<input type="checkbox"/> 生活排水のみ				
	<input type="checkbox"/> 油脂遮断装置設置(種類		新設・既設・改設)		
		<input type="checkbox"/> 排水器具に阻集器取付(種類		新設・既設・改設)	
事業所、建物等の名称					
便所等区分	<input type="checkbox"/> 単独浄化槽 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> その他()				
使用水	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道と井戸水等の併用				
融資希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	浄化槽雨水貯留施設転用費補助金		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
工期	着手予定日	年 月 日			
	完成予定日	年 月 日			

排水設備指定工事店		
住所又は所在地		
氏名又は名称	㊞	
電話番号		
責任技術者氏名	登録番号	

指定給水装置工事事業者	
住所又は所在地	
氏名又は名称	㊞

添付図書 ①位置図 ②平面図 ③縦断面図 ④構造図 ⑤その他

(注) 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

排水設備工事完了届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所（ 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 ）
氏名（ 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ）[㊦]
電話番号

排水設備の新設等の工事が完了したので、掛川市戸別浄化槽条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		告示日	年 月 日	
申請者氏名				
申請者住所				
設置場所			行政区	
区分	<input type="checkbox"/> 戸別浄化槽	戸別浄化槽番号		
排水戸数	戸（店舗）	建物階数	階建	
排水人数	人	居住者数	人	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改設 （確認番号 第 号）			
建物区分	<input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築		既設管使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 専用住宅・併用住宅 <input type="checkbox"/> 事業所（業種 ） <input type="checkbox"/> ビル		<input type="checkbox"/> 借家・アパート・マンション（ 棟） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
事業所等区分	<input type="checkbox"/> 生活排水のみ			
	<input type="checkbox"/> 油脂遮断装置設置（種類		新設・既設・改設	
		<input type="checkbox"/> 排水器具に阻集器取付（種類		新設・既設・改設
事業所、建物等の名称				
便所等区分	<input type="checkbox"/> 単独浄化槽 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> その他（ ）			
使用水	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等 <input type="checkbox"/> 上水道と井戸水等の併用			
融資希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
工事完了日	年 月 日			

排水設備指定工事店		
住所又は所在地		
氏名又は名称	㊦	
電話番号		
責任技術者氏名	登録番号	

指定給水装置工事事業者	
住所又は所在地	
氏名又は名称	㊦

添付図書 ①位置図 ②平面図 ③縦断面図 ④構造図 ⑤その他
（注）

- 1 申請時と変更があった場合は、朱書きで記入してください。
- 2 該当する箇所の□にレ印を付けてください。

排水設備等検査済証



(注)

- 1 地色は、白色とする。
- 2 文字は、黒色とする。
- 3 下側の型は、青色とする。
- 4 上側の型は、水色とする。

戸別浄化槽使用開始（休止・廃止・再開）届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
電話番号

戸別浄化槽の使用を開始（休止・廃止・再開）したいので、掛川市戸別浄化槽条例第24条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所	
設置番号	第 号
人槽区分	人槽
使用区分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開
排水人数	人

戸別浄化槽使用者変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
 電話番号

戸別浄化槽の使用者を変更したので、掛川市戸別浄化槽条例第24条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置場所			
設置番号	第 号		
旧使用者	住 所		
	氏 名		電話番号
排水人数	人		
変更理由			
備 考			

戸別浄化槽使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
電話番号

戸別浄化槽の使用料の減免を受けたいので、掛川市戸別浄化槽条例施行規程第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置場所	
設置番号	第 号
使用料の額	円
減免申請額	円
減免を申請する理由	

戸別浄化槽使用料減免承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請があった使用料の減免について、次のとおり決定したので、掛川市戸別浄化槽条例施行規程第17条第2項の規定により通知します。

設置番号	第 号	決定区分	承認・不承認
使用料の額			円
減 免 率			%
減 免 額			円
差引納付額			円
決 定 理 由			

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に掛川市長に対して審査請求することができます。

戸別浄化槽分担金（使用料）納付代理人決定（変更・廃止）届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
電話番号

次のとおり納付代理人を決定（変更・廃止）したので、掛川市戸別浄化槽条例施行規程第18条の規定により届け出ます。

新納付代理人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧納付代理人	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
決定（変更・廃止）の理由		

戸別浄化槽分担金（使用料）過誤納金還付（充当）決定通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり過誤納金を還付（充当）することに決定したので、掛川市戸別浄化槽条例施行規程第20条第3項の規定により通知します。

1 過誤納金

区 分	<input type="checkbox"/> 分担金	<input type="checkbox"/> 使用料	納 期	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 延滞金	<input type="checkbox"/> 督促料	納付年月日	年 月 日

2 還付する額

区 分	納付総額 A	更正額 B	差引過納額 C (A - B)	加算金 D	還付額 C + D
分 担 金	円	円	円	円	円
使 用 料	円	円	円	円	円
延 滞 金	円	円	円	円	円
督 促 料	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円

3 充当する額

未 納 の 金 額				充 当 額	差引未納 (還付)額
分 担 金	使 用 料	延 滞 金	合 計		
円	円	円	円	円	円

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に掛川市長に対して審査請求することができます。

戸別浄化槽受益者等住所変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）^印
電話番号

次のとおり受益者（使用者・納付代理人）の住所を変更したので、掛川市戸別浄化槽条例施行規程第22条の規定により届け出ます。

新住所	
旧住所	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

個人設置浄化槽寄附申出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 申出者
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）[㊞]
 電話番号

掛川市戸別浄化槽条例第37条第1項の規定により、次のとおり個人設置浄化槽の寄附を申し上げます。

設置場所			
メーカー及び機種			
処理方式			
人槽区分	人槽		
設置年月日	年 月 日		
建築物用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ ） <input type="checkbox"/> 事業所等（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
建築物延床面積	m ²		
排水人数	人		
受理番号	第 号	受理年月日	年 月 日

（注）太枠の欄は、記入しないでください。

個人設置浄化槽採納通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申出のあった個人設置浄化槽の寄附について、次のとおり決定したので、掛川市戸別浄化槽条例第37条第2項の規定により通知します。

決定区分	1 承認 2 不承認
受 入 日	年 月 日
不承認理由	